

I 測定概要

1 測定期間

令和7年4月～令和8年3月

2 測定機関

茨城県、水戸市、古河市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、筑西市

3 測定地点

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、県内58地点（34市町村）において地下水質の測定を実施した。測定地点の位置は別図のとおりである。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査において有害物質等が検出された地点の周辺の井戸について、地下水質の測定を実施した。

(3) 継続監視調査

平成元年度から令和6年度の調査において、砒素、トリクロロエチレン等が環境基準を超過した井戸について、水質の経年的な推移を把握するために測定を実施した。

4 測定項目

(1) 概況調査

1) カドミウム	2) 全シアン	3) 鉛
4) 六価クロム	5) 砒素	6) 総水銀
7) PCB	8) ジクロロメタン	9) 四塩化炭素
10) クロロエチレン	11) 1,2-ジクロロエタン	12) 1,1-ジクロロエチレン
13) 1,2-ジクロロエチレン	14) 1,1,1-トリクロロエタン	15) 1,1,2-トリクロロエタン
16) トリクロロエチレン	17) テトラクロロエチレン	18) 1,3-ジクロロプロペン
19) チウラム	20) シマジン	21) チオベンカルブ
22) ベンゼン	23) セレン	24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
25) ふっ素	26) ほう素	27) 1,4-ジオキサン

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で検出された有害物質等について測定を行った。（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については環境基準を超過した場合のみ。）

(3) 継続監視調査

鉛、六価クロム、砒素、四塩化炭素、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにふっ素の測定を行った。

5 測定方法

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表の測定方法の欄に掲げる方法による。

Ⅱ 測定結果の概要

1 概況調査

県内 58 井戸で調査した結果、鉛が 1 井戸、砒素が 1 井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4 井戸で環境基準を超過した。また、砒素が 1 井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 45 井戸、ふっ素が 8 井戸、ほう素が 13 井戸で環境基準値以下で検出された。詳細は下表のとおり。

概 況 調 査 結 果

測 定 項 目	調 査 井戸数	検 出 井戸数	環境基準超過井戸数		環境基準値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)
			うち環境基準 超過井戸数	環境基準超過 井戸最高値 (mg/L)		
カ ド ミ ウ ム	58	0	0	—	0.003 以下	0.0003
全 シ ア ン	58	0	0	—	検出されないこと	0.1
鉛	58	1	1	0.049	0.01 以下	0.005
六 価 ク ロ ム	58	0	0	—	0.02 以下	0.005
砒 素	58	2	1	0.24	0.01 以下	0.005
総 水 銀	58	0	0	—	0.0005 以下	0.0005
P C B	58	0	0	—	検出されないこと	0.0005
ジ ク ロ ロ メ タ ン	58	0	0	—	0.02 以下	0.002
四 塩 化 炭 素	58	0	0	—	0.002 以下	0.0002
ク ロ ロ エ チ レ ン	58	0	0	—	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	58	0	0	—	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	—	0.1 以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	58	0	0	—	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	58	0	0	—	1 以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	—	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン	58	0	0	—	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン	58	0	0	—	0.01 以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	12	0	0	—	0.002 以下	0.0002
チ ウ ラ ム	12	0	0	—	0.006 以下	0.0006
シ マ ジ ン	12	0	0	—	0.003 以下	0.0003
チ オ ベ ン カ ル ブ	12	0	0	—	0.02 以下	0.002
ベ ン ゼ ン	58	0	0	—	0.01 以下	0.001
セ レ ン	7	0	0	—	0.01 以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	58	49	4	40	10 以下	0.02
ふ っ 素	58	8	0	—	0.8 以下	0.08
ほ う 素	58	13	0	—	1 以下	0.02
1,4-ジ オ キ サ ン	58	0	0	—	0.05 以下	0.005

(注) 環境基準：環境基本法第 16 条の規定に基づき、平成 9 年 3 月に設定された。生涯にわたる飲用に際しても人の健康に影響を及ぼすことがない値。

検 出：定量下限値以上の濃度で検出されたもの。

2 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準を超過または検出した地点の周辺 3 市町村 11 井戸で水質調査を実施した。(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素については環境基準を超過した場合のみ実施した。)その結果、砒素 2 井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 2 井戸で環境基準を超過した。

汚 染 井 戸 周 辺 地 区 調 査 結 果

測 定 項 目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸最高値 (mg/L)
砒素	2	2	0.058
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	2	21

3 継続監視調査

前年度までに確認された環境基準超過地点である 42 市町村 247 井戸について調査を行った。その結果、砒素やテトラクロロエチレン等の物質が環境基準を超過した。詳細は下表のとおり。

継 続 監 視 調 査 結 果

測 定 項 目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過井戸最高値 (mg/L)
鉛	3 (5)	2 (2)	0.1
六価クロム	19 (20)	9 (7)	0.56
水銀	1 (1)	0 (0)	—
砒素	56 (50)	51 (46)	0.2
四塩化炭素	5 (4)	0 (0)	—
クロロエチレン	11 (14)	0 (0)	—
1,1-ジクロロエチレン	10 (14)	0 (0)	—
1,2-ジクロロエチレン	13 (16)	3 (2)	0.077
1,1,1-トリクロロエタン	6 (6)	0 (0)	—
トリクロロエチレン	32 (35)	7 (7)	0.14
テトラクロロエチレン	42 (44)	21 (24)	0.84
セレン	1 (1)	1 (1)	0.011
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	163 (273)	107 (100)	94
ふっ素	5 (2)	3 (1)	7.5

(注) () 内は令和 6 年度の結果

表1 測定項目別測定地点数(概況調査)

測定項目	測定地点数	測定回数
カドミウム	58	1
全シアン	58	1
鉛	58	1
六価クロム	58	1
砒素	58	1
総水銀	58	1
P C B	58	1
ジクロロメタン	58	1
四塩化炭素	58	1
クロロエチレン	58	1
1,2-ジクロロエタン	58	1
1,1-ジクロロエチレン	0	1
1,2-ジクロロエチレン	58	1
1,1,1-トリクロロエタン	58	1
1,1,2-トリクロロエタン	0	1
トリクロロエチレン	58	1
テトラクロロエチレン	58	1
1,3-ジクロロプロペン	12	1
チウラム	12	1
シマジン	12	1
チオベンカルブ	12	1
ベンゼン	58	1
セレン	7	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	58	1
ふっ素	58	1
ほう素	58	1
1,4-ジオキサン	58	1

表2 市町村別測定地点数(概況調査)

	地点数		地点数		地点数
水戸市	3	つくば市	3	つくばみらい市	1
日立市	3	ひたちなか市	1	小美玉市	1
土浦市	2	鹿嶋市	1	茨城町	1
古河市	2	潮来市	1	大洗町	0
石岡市	2	守谷市	0	城里町	2
結城市	1	常陸大宮市	2	東海村	0
龍ヶ崎市	1	那珂市	2	大子町	3
下妻市	0	筑西市	4	美浦村	0
常総市	0	坂東市	3	阿見町	0
常陸太田市	3	稲敷市	2	河内町	0
高萩市	1	かすみがうら市	1	八千代町	0
北茨城市	2	桜川市	1	五霞町	0
笠間市	1	神栖市	1	境町	1
取手市	1	行方市	2	利根町	1
牛久市	1	鉾田市	1	合計	58

The map shows the following municipalities and their corresponding numbers in parentheses:

- 1. 宇都宮市 (Utsunomiya City)
- 2. 水戸市 (Maebashi City)
- 3. 宇都宮市 (Utsunomiya City)
- 4. 日立市 (Hitachi City)
- 5. 日立市 (Hitachi City)
- 6. 日立市 (Hitachi City)
- 7. 土浦市 (Tsuetsuru City)
- 8. 土浦市 (Tsuetsuru City)
- 9. 古河市 (Koriyama City)
- 10. 古河市 (Koriyama City)
- 11. 石岡市 (Itoigawa City)
- 12. 石岡市 (Itoigawa City)
- 13. 結城市 (Yatsugawa City)
- 14. 龍ヶ崎市 (Ryūgasaki City)
- 15. 高萩市 (Takahagi City)
- 16. 常陸太田市 (Tsukuba City)
- 17. 常陸太田市 (Tsukuba City)
- 18. 高萩市 (Takahagi City)
- 19. 茨城市 (Mito City)
- 20. 茨城市 (Mito City)
- 21. 笠間市 (Kasama City)
- 22. 守谷市 (Moriya City)
- 23. 阿見町 (Aki Town)
- 24. 坂東市 (Saki City)
- 25. 土浦市 (Tsuetsuru City)
- 26. 土浦市 (Tsuetsuru City)
- 27. 上野市 (Utsunomiya City)
- 28. 鹿嶋市 (Kashima City)
- 29. 鹿嶋市 (Kashima City)
- 30. 常陸大宮市 (Tsukuba City)